

市区町村別集計項目（推進体制等）

市区町村別集計項目（推進体制等）												広島県						
												市区町村数	23					
都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1			問2－1	問2－2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 （2024年4月1日現在で有効なもの）						
			担当課（室）名	所 属	事 務 所 掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3－1 有		問3－1 無	問4－1 有				問4－1 無			
								問3－2 条例名称	問3－2 公布日（西暦）	問3－2 施行日（西暦）	問3－3 現在の状況	問4－2 計画名称	問4－2 計画期間	問4－2 女性活躍推進法との関係	問4－3 計画策定の方法	問4－4 現在の状況		
						13	16	7					23					
34	100	広島市	市民局人権啓発部男女共同参画課	1	1	1	1	広島市男女共同参画推進条例	2001年9月28日	2001年9月28日		第3次広島市男女共同参画基本計画	2021年4月1日	～	2026年3月31日	1	1	
34	202	呉市	人権・男女共同参画課	1	2	1	1	くれ男女共同参画推進条例	2001年12月21日	2001年12月21日		第4次くれ男女共同参画基本計画	2023年4月1日	～	2033年3月31日	1	1	
34	203	竹原市	地域づくり課	1	2	1	1				4	第3次たけはら21男女共同参画プラン	2022年4月1日	～	2032年3月31日	1	1	
34	204	三原市	人権推進課	1	2	1	1	三原市男女共同参画推進条例	2011年3月31日	2011年10月1日		私らしく暮らせるみはらプラン(第4次三原市男女共同参画プラン)	2022年4月	～	2027年3月	1	1	
34	205	尾道市	人権男女共同参画課	1	2	1	1	尾道市男女共同参画推進条例	2015年12月16日	2016年4月1日		あなたもわたしも自分らしく生きるまち尾道(第2次尾道市男女共同参画基本計画)	2022年4月	～	2027年3月	1	1	
34	207	福山市	市民局まちづくり推進部多様性社会推進課	1	2	1	1	福山市男女共同参画推進条例	2002年3月26日	2002年4月1日		福山市男女共同参画基本計画(第5次)	2023年4月	～	2028年3月	1	1	
34	206	府中市	子育て応援課	1	2	1	1				4	府中市男女共同参画プラン(第3次)	2022年7月	～	2026年3月	1	1	
34	209	三次市	共生社会推進課	1	2	1	1	三次市男女共同参画推進条例	2004年4月1日	2004年4月1日		三次市男女共同参画基本計画(第4次) ～一人ひとりがしあわせな社会をめざして～	2021年4月	～	2027年3月	1	1	
34	210	庄原市	生活福祉部 市民生活課	1	2	1	1				4	第2次庄原市男女共同参画プラン	2017年4月	～	2027年3月	1	1	
34	211	大竹市	自治振興課	1	2	2					4	第2次おおたけ男女共同参画プラン	2022年4月1日	～	2032年3月31日	1	1	
34	212	東広島市	人権男女共同参画課	1	1	2	1				3	第3次東広島市男女共同参画推進計画	2020年4月	～	2030年3月	1	1	
34	213	廿日市市	人権・市民生活課	1	2	1	1				4	第2次廿日市市男女共同参画プラン	2015年4月1日	～	2026年3月31日	1	1	
34	214	安芸高田市	社会環境課	1	2	1	1	安芸高田市男女共同参画推進条例	2009年3月19日	2009年4月19日		第3次 安芸高田市男女共同参画プラン	2022年4月1日	～	2026年3月31日	1	2	
34	215	江田島市	人権推進課	1	2	1	2				2	江田島市第2次男女共同参画基本計画	2018年	～	2027年	1	1	
34	302	府中町	自治振興課人権推進室	1	2	2	1				4	府中町第4次男女共同参画プラン	2022年4月1日	～	2027年3月31日	1	1	
34	304	海田町	社会福祉課	1	2	1	2				4	第3次海田町男女共同参画基本計画	2023年4月	～	2028年3月	1	1	
34	307	熊野町	生活環境課	1	2	2	2				4	熊野町男女共同参画プラン	2022年2月	～	2026年3月	1	1	
34	309	坂町	民生課	1	2	2	2				4	坂町第2次男女共同参画プラン	2022年4月1日	～	2027年3月31日	1	1	
34	368	安芸太田町	住民課	1	2	2	2				4	第二次安芸太田町男女共同参画基本計画	2018年3月	～	2025年3月	1	2	
34	369	北広島町	町民保健課	1	2	2	2				4	北広島町男女共同参画プラン(第4次)	2023年4月	～	2028年3月	1	1	
34	431	大崎上島町	住民課	1	2	2	1				4	大崎上島町第2次男女共同参画推進計画	2020年度	～	2024年度	1	1	
34	462	世羅町	企画課	1	2	2	1				4	第3次世羅町男女共同参画行動計画	2020年4月	～	2025年3月	1	1	
34	545	神石高原町	未来創造課	1	2	2	1				4	神石高原町第2次男女共同参画推進基本計画	平成29年4月	～	令和9年3月	1	1	

<選択肢回答>

所属		庁内連絡会議		男女共同参画に関する条例		男女共同参画に関する計画		現在の状況	
1 首長部局		1 有		現在の状況		女性活躍推進法の推進計画との関係		1 策定予定有	
2 教育委員会		2 無		1 2025年3月末までの制定を目的に検討中		1 一体		2 策定予定無	
				2 2024年度以降の制定を目的に検討中		2 一体でない			
事務所掌		諮問機関		3 その他		計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4－2 計画名称」は括弧書きで表記)			
1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課		1 有		4 検討していない		1 単独計画として策定			
2 1ではない		2 無				2 総合計画の一部として策定			

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2024年4月1日現在で開設済の施設)															
			問6－1		問6－4 所在地等						問6－3 施設 形態		問6－5 管理・運営主体					
					名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号			ホームページ	施設管理			事業運営	
			単 独	複 合							直 営	指 定 管 理 者		そ の 他	直 営	指 定 管 理 者	そ の 他	
			2								0	2	1	1	0	1	1	0
34	100	広島市	広島市男女共同参画推進センター	ゆいぽーと	730-0051	広島市中区大手町5丁目6番9号	082-248-3320	082-248-4476	https://www.yui-port.city.hiroshima.jp/		○		○				○	
34	202	呉市																
34	203	竹原市																
34	204	三原市																
34	205	尾道市																
34	207	福山市																
34	206	府中市																
34	209	三次市																
34	210	庄原市																
34	211	大竹市																
34	212	東広島市	東広島市男女共同参画推進室	エスホ [®] ワール	739-0043	東広島市西条西本町28番6号	082-424-3833	082-424-3833	https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/soshiki/seikatsukankyo/6/6/3044.html		○	○				○		
34	213	廿日市市																
34	214	安芸高田市																
34	215	江田島市																
34	302	府中町																
34	304	海田町																
34	307	熊野町																
34	309	坂町																
34	368	安芸太田町																
34	369	北広島町																
34	431	大崎上島町																
34	462	世羅町																
34	545	神石高原町																

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設（2024年4月1日現在で開設済の施設）														
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業									
					常勤（雇用）の定めない職員）	非常勤（雇用）の定めない職員）		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
			2					2	2	2	2	0	1	1	0	1	
34	100	広島市	広島市男女共同参画推進センター	2012年4月1日	9	0	64,753	○	○	○	○		○	○		○	近隣する商店街と連携した事業、ギャラリーの運営、託児事業の実施
34	202	呉市															
34	203	竹原市															
34	204	三原市															
34	205	尾道市															
34	207	福山市															
34	206	府中市															
34	209	三次市															
34	210	庄原市															
34	211	大竹市															
34	212	東広島市	東広島市男女共同参画推進室	1997年4月1日	0	1	965	○	○	○	○						登録団体の活動支援、活動スペースの提供
34	213	廿日市市															
34	214	安芸高田市															
34	215	江田島市															
34	302	府中町															
34	304	海田町															
34	307	熊野町															
34	309	坂町															
34	368	安芸太田町															
34	369	北広島町															
34	431	大崎上島町															
34	462	世羅町															
34	545	神石高原町															

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言			問5 首 長、自 治 会 長 等 の 状 況（2024年7月1日現在）														
			問7－1			市 区 長 数	うち 女性 市区 長数	女性 比率 （%）	副 市 区 長 数	うち 女性 副市 区長 数	女性 比率 （%）	町 村 長 数	うち 女性 町村 長数	女性 比率 （%）	副 町 村 長 数	うち 女性 副町 村長 数	女性 比率 （%）	自 治 会 長 数	うち 女性 自治 会長 数	女性 比率 （%）
			宣 言 年 月 日	宣 言 名 称	宣 言 の 形 態															
				5		14	0	0.0	22	0	0.0	9	0	0.0	9	2	22.2	3,611	297	8.2
34	100	広島市				1	0	0.0	2	0	0.0							0	0	
34	202	呉市	2003年1月28日	呉市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	2	0	0.0							430	40	9.3
34	203	竹原市	2000年11月12日	男女共同参画社会づくり宣言	4	1	0	0.0	1	0	0.0							75	0	0.0
34	204	三原市				1	0	0.0	2	0	0.0							505	68	13.5
34	205	尾道市				1	0	0.0	1	0	0.0							453	40	8.8
34	207	福山市				1	0	0.0	2	0	0.0							1012	67	6.6
34	206	府中市				1	0	0.0	1	0	0.0							70	1	1.4
34	209	三次市				1	0	0.0	2	0	0.0							19	0	0.0
34	210	庄原市				1	0	0.0	2	0	0.0							22	1	4.5
34	211	大竹市	2000年2月27日	男女共同参画社会づくり宣言	4	1	0	0.0	1	0	0.0							68	5	7.4
34	212	東広島市				1	0	0.0	2	0	0.0							48	0	0.0
34	213	廿日市市				1	0	0.0	2	0	0.0							296	42	14.2
34	214	安芸高田市	2009年9月5日	安芸高田市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							32	2	6.3
34	215	江田島市				1	0	0.0	1	0	0.0							31	1	3.2
34	302	府中町										1	0	0.0	1	0	0.0	67	7	10.4
34	304	海田町										1	0	0.0	1	1	100.0	43	5	11.6
34	307	熊野町	2008年12月20日	熊野町男女共同参画宣言都市	1							1	0	0.0	1	0	0.0	14	1	7.1
34	309	坂町										1	0	0.0	1	0	0.0	17	2	11.8
34	368	安芸太田町										1	0	0.0	1	1	100.0	61	2	3.3
34	369	北広島町										1	0	0.0	1	0	0.0	157	5	3.2
34	431	大崎上島町										1	0	0.0	1	0	0.0	36	1	2.8
34	462	世羅町										1	0	0.0	1	0	0.0	125	7	5.6
34	545	神石高原町										1	0	0.0	1	0	0.0	30	0	0.0

<選択肢回答>
男女共同参画に関する宣言
宣言の形態
1 首長声明
2 議会の議決
3 庁内連絡会議の決定
4 その他

調査表4－4
市区町村別集計項目（審議会委員への女性の登用）No1

広島県

調査時点コード				1	2024年4月1日				2	その他																								
都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値								問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況					問9-1					調査時点コード											
			問8-1				問8-2						(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)																		
			目標値(%)	目標達成期限	目標値	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)			審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性数委員	女性比率(%)	問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他
						786	705	10,878	3,231	29.7								673	619	9,667	2,805	29.0	124	91	759	168	22.1	823	104	12.6	846	104	12.3	
		小計											672	618	9,661	2,804	29.0	124	91	759	168	22.1												
34	100	広島市	40.0	2026年3月	審議会委員における女性の割合を増やす	69	67	1,198	377	31.5	法令・条例によって設置されたもの	69	67	1,198	377	31.5	6	6	76	27	35.5	68	8	11.8	69	8	11.6	1		1		1		
34	202	呉市	40.0	2033年3月		43	38	692	176	25.4	附属機関(地方自治法第二百二条の三)及びその他法律・条例により設置された審議会、委員会等	43	38	692	176	25.4	6	6	39	9	23.1	55	6	10.9	56	6	10.7	1		1		1		
34	203	竹原市	40.0	2027年3月		47	40	588	185	31.5	地方自治法に基づく法令・条例で設置されている審議会等に加え、要綱・規則等で設置されている協議会等。	33	30	459	145	31.6	6	2	24	4	16.7	22	3	13.6	23	3	13.0	1		1		1		
34	204	三原市	33.0	2025年3月		46	46	650	196	30.2	地方自治法に基づく法令・条例で設置されている審議会等(附属機関)に加え、規則・要綱等により設置されているもので、広域も含む	45	45	644	195	30.3	6	5	39	10	25.6	46	3	6.5	47	3	6.4	1		1		1		
34	205	尾道市	35.0	2027年3月		70	63	989	269	27.2	地方自治法に基づく法令・条例で設置されている審議会等(附属機関)に加え、規則・要綱等により設置されているものも含む。	41	38	659	184	27.9	6	4	39	5	12.8	43	4	9.3	44	4	9.1	1		1		1		
34	207	福山市	30.0	2028年3月	最終目標は、男女の委員数の均衡を図る	73	66	1,168	383	32.8	附属機関(地方自治法第202条の3関係)、懇談会・懇話会(要綱・規則により設置)	56	51	816	230	28.2	6	4	65	9	13.8	59	17	28.8	60	17	28.3	1		1		1		
34	206	府中市	30.0	2026年3月		31	26	316	91	28.8	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会及び同法第180条の5に基づく委員会	31	26	316	91	28.8	4	4	43	7	16.3	25	5	20.0	26	5	19.2	2	2024年9月1日	2	2024年9月1日	2	2024年9月1日	
34	209	三次市	44.0	2027年3月		29	28	420	113	26.9	市の政策・方針を決定する審議会等(地方自治法第202条の3に基づく審議会、同法第180条の5に基づく委員会等)	23	22	384	105	27.3	6	6	36	8	22.2	39	7	17.9	40	7	17.5	1		1		1		
34	210	庄原市	40.0	2027年3月		59	52	753	234	31.1	地方自治法第202条の3に基づく審議会(法令に定めるもののほか、市条例に定めている審議会で設置目的に審査、審議、調査などを行うものとしているもの)	21	19	289	64	22.1	6	5	43	11	25.6	36	4	11.1	37	4	10.8	1		1		1		
34	211	大竹市	30.0	2032年3月		27	24	293	66	22.5	地方自治法第202条の3に基づき、法令、条例により設置された附属機関	27	24	293	66	22.5	6	3	25	5	20.0	21	2	9.5	22	2	9.1	1		1		1		
34	212	東広島市	35.0	2025年3月		53	48	687	210	30.6	地方自治法第202条の3に定められている附属機関	53	48	670	208	31.0	6	6	45	12	26.7	47	5	10.6	48	5	10.4	1		1		1		
34	213	廿日市市	30.0	2026年3月		51	44	848	251	29.6	法律又は条例のに基づき設置された附属機関及び要綱等に基づく任意の機関	32	28	536	132	24.6	6	5	34	10	29.4	49	7	14.3	50	7	14.0	1		1		1		
34	214	安芸高田市	50.0	2026年3月		0	0	0	0			17	17	390	133	34.1	6	4	28	6	21.4	42	5	11.9	43	5	11.6	1		1		1		
34	215	江田島市				0	0	0	0			25	22	357	89	24.9	6	4	26	6	23.1	29	1	3.4	30	1	3.3	1		1		1		
34	302	府中町	35.0	2027年3月		22	22	258	96	37.2	法律又は政令、条例により設置されている審議会等	23	23	272	101	37.1	5	3	13	5	38.5	27	3	11.1	28	3	10.7	1		1		1		
34	304	海田町	30.0	2027年4月		15	14	139	36	25.9	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	15	14	139	36	25.9	4	3	13	4	30.8	26	3	11.5	27	3	11.1	1		1		1		
34	307	熊野町	30.0	2025年3月		60	46	728	221	30.4		8	8	116	41	35.3	5	4	22	6	27.3	28	6	21.4	29	6	20.7	1		1		1		
34	309	坂町				0	0	0	0			21	19	307	93	30.3	4	2	13	3	23.1	30	2	6.7	31	2	6.5	1		1		1		
34	368	安芸太田町	30.0	2025年3月		16	16	220	49	22.3	地方自治法(第202条の3)に基づく	18	16	219	53	24.2	4	2	13	4	30.8	24	2	8.3	25	2	8.0	1		1		1		
34	369	北広島町	33.0	2028年3月		21	19	267	82	30.7		16	16	232	79	34.1	5	3	35	3	8.6	36	3	8.3	37	3	8.1	1		1		1		
34	431	大崎上島町	40.0	2025年3月		20	16	257	85	33.1	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	20	16	246	85	34.6	5	3	33	4	12.1	11	0	0.0	12	0	0.0	1		1		1		
34	462	世羅町	30.0	2025年3月		23	21	273	86	31.5		23	21	273	86	31.5	5	4	27	5	18.5	29	4	13.8	30	4	13.3	1		1		1		
34	545	神石高原町	30.0	2027年3月		11	9	134	25	18.7		12	10	154	35	22.7	5	3	28	5	17.9	31	4	12.9	32	4	12.5	1		1		1		

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の 範囲				問9 地方自治法(第202条の3)に基 づく審議会等における登用状況					問10 地方自治法(第180条の5)に基 づく委員会等における登用状況					(再掲) 市町村防災会議 (委員のみ)			(再掲) 市町村防災会議 (会長を含む)			
			目 標 値 (%)	目 標 年 度	審 議 会 等 数	うち を 含 む 数 女性 委員	総 委 員 数	うち 等 数 女性 委員	女性 比 率 (%)		審 議 会 等 数	うち を 含 む 数 女性 委員	総 委 員 数	うち 等 数 女性 委員	女性 比 率 (%)	委 員 会 等 数	うち を 含 む 数 女性 委員	総 委 員 数	うち 等 数 女性 委員	女性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 数 女性 委員	女性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 数 女性 委員	女性 比 率 (%)			
														1	1	6	1	16.7	0	0	0	0	0.0						
		広島市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		呉市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		竹原市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		三原市												1	1	6	1	16.7	0	0	0	0	0.0						
		尾道市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		福山市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		府中市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		三次市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		庄原市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		大竹市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		東広島市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		廿日市市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		安芸高田市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		江田島市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		府中町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		海田町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		熊野町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		坂町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		安芸太田町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		北広島町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		大崎上島町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		世羅町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		神石高原町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						

調査時点コード	1	2024年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問11-1 管理職の在職状況																問11-2 職務上の地位別職員在職状況										問11-2		問11-5 本庁の防災・危機管理部署への配置状況						問11-5																	
			うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						調査 時点 コード	女性 比率 (%)	調査 時点 コード	女性 比率 (%)																								
			管理職 総数	うち 管理職 数	女性 比率	うち一般行政職		部長 長 相当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	うち一般行政職		次長 相当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	うち一般行政職		課長 補佐 相当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	うち一般行政職		係長 相当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	うち一般行政職					防災・ 危機 管理 部署 職員 数	うち 女性 数	女性 比率 (%)	うち 女性 数	女性 比率 (%)																			
						管理職 総数	うち 女性 比率 (%)				部長 長 相当 職	うち 女性 数				女性 比率 (%)	次長 相当 職				うち 女性 数	女性 比率 (%)				課長 補佐 相当 職										うち 女性 数	女性 比率 (%)	係長 相当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)														
																																									管理職 総数	うち 女性 比率 (%)	部長 長 相当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	次長 相当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	課長 補佐 相当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	係長 相当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)
			2,393	498	20.8	1,769	318	18.0	304	35	11.5	230	28	12.2	301	48	15.9	225	38	16.9	1,788	415	23.2	1,314	252	19.2	2,742	857	31.3	1,879	508	27.0	4,455	1,667	37.4	2,843	1,074	37.8			168	18	10.7	38	0	0.0								
34	100	広島市	640	112	17.5	475	78	16.4	29	1	3.4	27	1	3.7	147	20	13.6	108	13	12.0	464	91	19.6	340	64	18.8	1,092	336	30.8	772	268	34.7	1,810	690	38.1	1,238	584	47.2	1		35	4	11.4	7	0	0.0	1							
34	202	呉市	233	29	12.4	212	23	10.8	28	0	0.0	22	0	0.0	48	7	14.6	29	6	20.7	157	22	14.0	161	17	10.6	321	75	23.4	182	37	20.3	385	127	33.0	216	89	41.2	1		10	1	10.0	0	0	0.0	1							
34	203	竹原市	28	7	25.0	21	4	19.0	5	2	40.0	3	1	33.3	0	0	0.0	0	0	0.0	23	5	21.7	18	3	16.7	0	0	0.0	0	0	0.0	36	11	30.6	28	10	35.7	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1							
34	204	三原市	90	24	26.7	75	18	24.0	13	2	15.4	11	1	9.1	13	0	0.0	12	0	0.0	64	22	34.4	52	17	32.7	43	5	11.6	33	4	12.1	101	24	23.8	64	9	14.1	1		8	2	25.0	1	0	0.0	1							
34	205	尾道市	134	35	26.1	68	20	29.4	37	6	16.2	15	3	20.0	0	0	0.0	0	0	0.0	97	29	29.9	53	17	32.1	105	24	22.9	55	10	18.2	251	125	49.8	98	40	40.8	1		5	1	20.0	1	0	0.0	1							
34	207	福山市	334	67	20.1	205	33	16.1	75	11	14.7	50	9	18.0	0	0	0.0	0	0	0.0	259	56	21.6	155	24	15.5	555	221	39.8	383	73	19.1	365	195	53.4	169	53	31.4	1		11	1	9.1	3	0	0.0	1							
34	206	府中市	64	14	21.9	45	7	15.6	10	1	10.0	9	1	11.1	0	0	0.0	0	0	0.0	54	13	24.1	36	6	16.7	0	0	0.0	0	0	0.0	82	20	24.4	63	14	22.2	1		5	0	0.0	2	0	0.0	1							
34	209	三次市	69	20	29.0	55	14	25.5	16	3	18.8	13	3	23.1	6	3	50.0	3	2	66.7	47	14	29.8	39	9	23.1	0	0	0.0	0	0	0.0	176	71	40.3	66	16	24.2	1		7	1	14.3	1	0	0.0	1							
34	210	庄原市	55	9	16.4	40	3	7.5	6	0	0.0	6	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	49	9	18.4	34	3	8.8	0	0	0.0	0	0	0.0	117	37	31.6	93	19	20.4	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1							
34	211	大竹市	58	9	15.5	36	5	13.9	7	1	14.3	3	1	33.3	0	0	0.0	0	0	0.0	51	8	15.7	33	4	12.1	46	14	30.4	32	9	28.1	52	20	38.5	31	15	48.4	1		5	1	20.0	2	0	0.0	1							
34	212	東広島市	201	50	24.9	141	22	15.6	18	2	0.0	17	2	11.8	39	8	20.5	31	7	22.6	144	40	27.8	93	13	14.0	162	36	22.2	103	15	14.6	539	185	34.3	350	94	26.9	1		12	1	8.3	3	0	0.0	1							
34	213	廿日市市	158	43	27.2	119	23	19.3	15	1	6.7	14	1	7.1	33	6	18.2	30	6	20.0	110	36	32.7	75	16	21.3	194	78	40.2	146	38	26.0	76	10	13.2	63	8	12.7	1		8	1	12.5	3	0	0.0	1							
34	214	安芸高田市	49	11	22.4	44	10	22.7	11	1	9.1	10	1	10.0	1	1	100.0	1	1	100.0	37	9	24.3	33	8	24.2	8	0	0.0	3	0	0.0	73	22	30.1	64	21	32.8	1		8	1	12.5	2	0	0.0	1							
34	215	江田島市	48	12	25.0	36	10	27.8	8	0	0.0	6	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	40	12	30.0	30	10	33.3	66	24	36.4	46	15	32.6	84	28	33.3	56	24	42.9	1		5	0	0.0	2	0	0.0	1							
34	302	府中町	41	8	19.5	30	8	26.7	8	1	12.5	7	1	14.3	7	2	28.6	4	2	50.0	26	5	19.2	19	5	26.3	36	6	16.7	26	5	19.2	62	22	35.5	52	19	36.5	1		6	1	16.7	1	0	0.0	1							
34	304	海田町	38	13	34.2	29	9	31.0	6	1	16.7	5	1	20.0	1	0	0.0	1	0	0.0	31	12	38.7	23	8	34.8	12	2	16.7	9	2	22.2	45	23	51.1	29	11	37.9	1		5	0	0.0	2	0	0.0	1							
34	307	熊野町	30	6	20.0	30	6	20.0	7	1	14.3	7	1	14.3	6	1	16.7	6	1	16.7	17	4	23.5	17	4	23.5	19	8	42.1	18	7	38.9	25	5	20.0	23	3	13.0	1		5	0	0.0	1	0	0.0	1							
34	309	坂町	18	3	16.7	18	3	16.7	5	1	20.0	5	1	20.0	0	0	0.0	0	0	0.0	13	2	15.4	13	2	15.4	6	1	16.7	6	1	16.7	23	10	43.5	21	9	42.9	1		6	0	0.0	1	0	0.0	1							
34	368	安芸太田町	24	6	25.0	16	3	18.8	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	24	6	25.0	16	3	18.8	15	5	33.3	13	3	23.1	36	12	33.3	16	6	37.5	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1							
34	369	北広島町	27	5	18.5	21	4	19.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	27	5	18.5	21	4	19.0	34	16	47.1	25	16	64.0	38	7	18.4	25	7	28.0	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1							
34	431	大崎上島町	14	4	28.6	14	4	28.6	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	14	4	28.6	14	4	28.6	5	0	0.0	5	0	0.0	18	0	0.0	18	0	0.0	1		5	2	40.0	1	0	0.0	1							
34	462	世羅町	17	4	23.5	17	4	23.5	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	17	4	23.5	17	4	23.5	7	2	28.6	7	2	28.6	36	15	41.7	36	15	41.7	1		5	1	20.0	1	0	0.0	1							
34	545	神石高原町	23	7	30.4	22	7	31.8	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	23	7	30.4	22	7	31.8	16	4	25.0	15	3	20.0	25	8	32.0	24	8	33.3	1		3	0	0.0	0	0	0.0	1							

調査時点															議会関係は2024年7月1日(その他2024年4月1日)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
都	市	市													市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
															問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12-6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
道	区	区	町	町	町	村	村	村	コ	コ	コ	コ	コ	コ	ド	ド	名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			</

都 道 府 県	市 区 町 村 コ コ ロ ニ ヤ ド	市 区 町 村 名				市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査												
						間12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	間12-2 間1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	間12-3 間1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	間12-4 間3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	間12-5 間1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		間12-6 間5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	間12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)					
										1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
34	208	府中市	1	職員は、任命権者に届け出ることにより、法令等に抵触するおそれなく、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものについて、旧姓を使用することができる。	府中市議会	1	2	1	(欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合)にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		府中市議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例 (議員報酬の減額) 第4条 議員が長期欠席をしたときの議員報酬は、市議会の会議等を欠席した日又は長期欠席届出書により届出のあった日のいずれか早い日から、市議会の会議等に出席した日又は復帰届出書により届出のあった日のいずれか早い日の前日までの期間に応じて、その職に応じた議員報酬に次の表に定める支給割合を乗じて得た額とする。 市議会の会議等を欠席した期間 支給割合 90日を超え365日以下であるとき 100分の70 365日を超えるとき 100分の90 2 前項の規定は、長期欠席の期間が90日を超える日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から適用する。ただし、議員資格を失う等減額する月に受けるべき議員報酬がないときは、前項の規定は、適用しない。 3 第1項の規定により議員報酬の減額を受けている議員が、市議会の会議等に出席し、又は復帰届出書の届出があつたときは、その日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から報酬の減額を解除する。ただし、減額を開始した月と解除する月が同じ月にあたるときは、解除する月は、その翌月とする。 (適用除外) 第6条 次に掲げる事由により議員が市議会の会議等を欠席したときは、前2条の規定は、適用しない。 (1) 府中市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年府中市条例第27号)の規定により認定された公務又は通勤により生じた災害 (2) 女性の議員の出産(労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は同条第2項に規定する期間の範囲内である場合に限る。) (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第18条第1項に規定する患者又は無症状病原体保有者となった場合 (4) その他議長がやむを得ないと認める場合						
34	209	三次市	1	三次市職員旧姓使用取扱規定 第3条 旧姓の使用は他の法令等に抵触するおそれなくかつ職務遂行上支障がないと認められるもので、次の各号に掲げるものについて承認する。 (1) 職場での呼称 (2) 次に掲げる文書 ア 名刺 イ 名札 ク 職員録 コ 座席図 カ 起家文書 キ 供養文書 ク 各種文書における担当者氏名 ク 復命書 ク 出勤簿 コ 休暇簿 サ 時間外勤務命令簿 ソ その他職務、給与に関する市長への申請文書及び届出文書 (3) 前号の文書の押印 (4) 三次市行政LAN-WANIにおける氏名	三次市議会	1	3	1	(欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合)にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1		
34	210	庄原市	1	第2条 職員は、市長に届け出ることにより、法令等に抵触するおそれなく、専ら職員間で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解及び混乱を招くおそれのないものについて、旧姓を使用することができるものとする。	広島県庄原市議会	1	2	1	(欠席の届出)第2条2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合)にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	
34	211	大竹市	1	大竹市職員の旧姓使用に関する要綱 (旧姓の使用) 第2条 職員は、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのない文書等であつて、次に掲げるものについて、旧姓を使用することができる。 (1) 職員名簿、名札等の単に氏名が記載された文書等 (2) 組織内部で使用される文書等で、職員の同一性を容易に確認できるもの (3) 職員の権利、義務等に関する文書等で、職員の同一性を容易に確認でき、かつ、旧姓使用を原因とする係争のおそれがないもの (4) その他他法令等に基づかない文書等で、公務遂行上旧姓を使用しても支障がないと所属長が認めるもの	大竹市議会	1	2	1	(欠席の届出) 第2条 職員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合)にあつては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期日を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	3		「大竹市議員報酬等の特例に関する条例」により議員報酬等の減額を規定しているが、出産は適用除外としている。	1	1	1	1	1	
34	212	東広島市	1	(旧姓を使用できる文書等) 第2条 職員は、次に掲げるものについて、旧姓を使用することができる。 (1) 職場での呼称 (2) 名前札、職員録等単に名前が記載されたもの (3) 職員の権利又は義務に関する文書等であつて、職員の同一性を容易に確認でき、かつ、旧姓使用を原因とする紛争が生ずるおそれがないもの (4) 起家文書、事務分掌等専ら組織内部で使用する文書等であつて、職員の同一性を容易に確認できる内容のもの (5) 前各号に掲げるもののほか、事務処理上誤解又は混乱を招くおそれのない文書等であつて、円滑な事務の遂行に支障を及ぼすおそれのないもの	東広島市議会	1	2	1	東広島市議会会議規則(昭和49年議会規則第1号) (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合)にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	

道 区 府 町 村 コ コ ロ イ ド	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査	議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査												
					問12-1 議員の出産を 欠席事由とし て明記した規定 (産休をきむ) があるか。	問12-2 問1で1. を選 択した場合、 取得すること が可能な休業 期間は、次の うちどれか。	問12-3 問1で1. を選 択した場合、 出産に係る産 前産後期間の 明記はある か。	問12-4 問3で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問1で1. を選択した場合、休暇 期間の報酬について減額の規定 はあるか。		問12-6 問5で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由につ いて1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)						
					1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認 めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認 めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用し た事例も判断した こともない。	1. 労働基準 法65条の産前 産後期間より も短い。 2. 労働基準 法65条の産前 産後期間と同 等。 3. 労働基準 法65条の産前 産後期間より も長い。 4. 期間の定め はない。	1. 産前産後 期間を明記し た規定がある。 2. 産前産後 期間を明記し た規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他			
34	213 廿日市市	1	廿日市市職員の旧姓使用に関する要綱 第1条 この要綱は、一般職、会計年度任用職員及び非常勤特別職の職員(以下「職員」という。)が、婚姻、離婚、養子縁組または離縁等(以下「婚姻等」という。)によって氏を改めた後も引き続き婚姻等の前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに関する必要な事項を次のとおり定める。	廿日市市議会	1	3	1	廿日市市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、妊娠に伴う体調不良、出産、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		廿日市市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例 (議員報酬の減額) 第4条 議員が長期欠席をした場合における議員報酬の額は、特別職給与等条例の規定により支給されるべき議員報酬の額に、前条第1項の規定による届出のあった日(当該届出のあった日前から長期欠席の理由と同様の理由により市議会の会議等に出席しなかった事実があったと認められるときは、当該事実が発生した日から前条第2項の規定による届出のあった日又は市議会の会議等に出席した日のいずれか早い日の前日までの期間(以下「欠席期間」という。))に応じて、次の表に定める減額割合を乗じて得た額を減じた額とする。 2 前項の規定は、欠席期間が90日を超えた日の属する月の翌月(当該日が月の初日であるときは、当該月の属する月、以下これを「減額開始月」という。)以降の月分の議員報酬について適用する。ただし、この場合において、議員資格を失い減額の適用を受ける月(以下「減額月」という。))に受けるべき議員報酬がないときは、前項の規定は、適用しない。 (適用除外) 第6条 次に掲げる事由により議員が市議会の会議等を欠席した場合は、当該欠席した期間は、欠席期間に含まれないものとする。 (2) 出産(会議規則第2条第2項又は第91条第2項の欠席届その他これらに類する届において届け出た期間に限る。)	1	1	1	1	1	1	1
34	214 安芸高田市	1	第1条 この要綱は、安芸高田市職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。))を文書等に使用する手続きに関して必要な事項を定めるものとする。	安芸高田市議会	1	2	1	安芸高田市議会会議規則 (欠席等の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
34	215 江田島市	1	江田島市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓の使用) 第1条 職員(非常勤職員及び臨時職員を含む。以下「職員」という。))はこの要綱の定めるところにより、文書等(次に掲げるものを除く。以下同じ。))に旧姓を使用することができる。 (1) 税務署、市町村職員共済組合、市町総合事務組合、日本年金機構、労働局、金融機関、給与から控除する保険事業者等の機関又は法人の円滑な事務の遂行に支障を及ぼすおそれのある文書等 (2) 人事・給与システムに登録された情報に基づく人事台帳、給与支給明細書及び文書等(前号に該当するもの及び人事異動通知書を除く。) (3) 前2号に掲げるもののほか、旧姓を使用することにより法令上又は実務上支障が生じると認められる文書等	江田島市議会	1	2	1	江田島市議会会議規則第2条第2項 (欠席の届出) 第2条 略 2 議員は、出産のため出席できない時は、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 □ □	2			1	1	1	1	1	1	
34	302 府中町	1	第2条 職員は、任命権者の承認を得て、職務遂行又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものについて、旧姓を使用することができる。	府中町議会	1	2	1	府中町議会会議規則 (欠席等の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その旨を議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎児妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1		
34	304 海田町	1	海田町職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓の使用) 第3条 職員は、法令等に抵触するおそれなく、専ら職員間で使用している文書、経易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものについて、旧姓を使用することができる。	海田町議会	1	2	1	海田町議会会議規則 第2条第2項 議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内においてその期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出しなければならない。	2			4	1	1	1	1	1	
34	307 熊野町	1	熊野町職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、各任命権者に届け出ることにより、法令等に抵触するおそれなく、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものについて、旧姓を使用することができる。	熊野町議会	1	2	1	熊野町議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			2	2	2	2	2	2	
34	309 坂町	2		坂町議会	1	2	1	坂町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1		
34	368 安芸太田町	1	第2条 職員は、任命権者の承認を得ることにより、法令に抵触するおそれなく、専ら職員間で使用している文書、経易な文書等であって職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのない文書については、旧姓を使用することができる。	安芸太田町議会	1	2	1	安芸太田町議会規則 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
34	369 北広島町	1	北広島町職員旧姓使用取扱要項 第2条 職員は、任命権者の承認を得ることにより、法令に抵触するおそれなく、職務遂行上又は事務処理上、誤解や混乱を招くおそれのない文書については、旧姓を使用することができる。	北広島町議会	1	2	1	北広島町議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村 コ コ ロ ロ ド ド	市 区 町 村 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																					
			問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		議 会 名	問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5		問12-6	問12-7											
						議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)											
コ コ ロ ロ ド ド	コ コ ロ ロ ド ド	村	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他						
34	431	大崎上島町	2		大崎上島町議会	1	2	1	大崎上島町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出しなければならない	2			1	1	1	1	1							
34	462	世羅町	3		世羅町議会	1	2	1	世羅町議会会議規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			2	2	2	2	2	2						
34	545	神石高原町	1	第1条 この告示は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏を使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	神石高原町議会	1	2	1	神石高原町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1							

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査			地域防災計画や避難所運営に関する指針（手引き・ガイドラインを含む）における具体的な役割																						
道 区	府 町	県 村 町	コ	コ	イ	イ	ド	ド	名	問12－8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12－9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12－10 議会におけるハラスメント防止に関する取組（ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。）を行っているか。	問12－11 問12－10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12－12 問12－11で、1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12－14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12－15 男女共同参画に関する研修（ハラスメント防止に関するもの以外）を行っていますか。	問12－16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12－17 問16で、1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13－1 左記で、1. を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。
										1. 人員及び場所の設置または提供がされている。（臨時のもの含む） 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のもの含む） 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。（常設） 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のもの含む） 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. ハラスメント防止に関する規定がある	2. ハラスメントに設置している	3. その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。			1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他（不明等）		

